

光ディスク又は磁気ディスクによる個人住民税特別徴収税額通知データ送付依頼書

光ディスク又は磁気ディスクにより提出した給与支払報告書に関し、個人住民税の特別徴収にかかる税額決定通知データの送付について、下記の「税額通知データ送付依頼に関する注意事項」に同意し、依頼いたします。

令和 年 月 日  西原町長 殿	令和 年度分											
	指 定 番 号											
	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	(〒                      )										
	氏名又は名称及び代表者氏名・印	印										
	法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
この申請について応答できる方の所属及び氏名	電話番号 (                      )											

税額通知データ送付依頼に関する注意事項

1. 光ディスク又は磁気ディスクにより給与支払報告書を提出していない場合は、個人住民税特別徴収税額通知データの送付はできません。
2. 税額通知用の光ディスク又は磁気ディスクは特別徴収義務者にて準備し、依頼書とともに空の光ディスク又は磁気ディスクを正と副の2部提出してください。
3. 特別徴収義務者は光ディスク又は磁気ディスクの搬送、保管、使用に際しては、漏えい、盗難、滅失、棄損その他の事故を防止するよう勤め。これに必要な措置を講じなければならないものとします。
4. 特別徴収義務者は、個人住民税特別徴収税額通知データの一部あるいは全部をこの業務以外の目的のために複製し、または複製してはならないこととします。
5. 個人住民税特別徴収税額通知データの送付は、依頼のあった年度において1回のみとします。次年度以降も希望される場合は、年度ごとに依頼書を提出してください。